令和８年10月（令和８年度第7回）

肝付町農業委員会定例総会

1. 日　　時　令和８年10月23日(金) 午前10時00分～

2. 場　　所　　肝付町役場コミュニティセンター婦人研修室

3. 出席委員　(16名)

委　員	1番　立迫　直美	委　員	9番　中村　悠喜
委　員	2番　坂口　利邦	委　員	10番　上名主　辰也
委　員	3番　横山　一郎	委　員	11番　上髙原　正人
委　員	4番　内村　綾美	委　員	12番　黒江　幹也
委　員	5番　内村　香織	委　員	13番　下園　政雄
委　員	6番　山下　昭司	委　員	14番　美坂　美智子
委　員	7番　福田　智浩	委　員	15番　大窪　輝則
委　員	8番　福元　強	会　長	16番　永野　易美

4. 欠席委員

5. 議事録署名委員　　8番　福元　強　　9番　中村　悠喜

6. 議　　題　　議案第22号　農地法第３条許可申請の件について
議案第23号　農地法第５条許可申請の件について
議案第24号　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案の件について

7. 協議・報告　　1　農地利用集積事業計画の解約について
2　あっせん委員の選任について
3　農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8.その他

9.農業委員会事務局職員

事務局長　一松　敬一　　次長兼係長　湯地　紀宏　　主事　宮本　晴生

10.―　閉会　―

第6回定例総会　会議の概要

【午前10時00分　開会】

事務局	ご起立をお願いいたします。 只今より、令和８年度肝付町農業委員会第7回定例総会を開催いたします。 「一同礼」 御着席ください。 本日の出席委員は16名中16名で、全員出席でございます。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっていますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして永野会長にお願いいたします。
議　長	冒頭、あいさつあり。 それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。 それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、8番の福元強委員と9番の中村悠喜委員にお願いいたします。 本日の議題は、議案第22号から議案第24号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。 私の業務報告は、10月20日に農業経営安定助成金交付審査会に局長と出席し、昨日の地域別農業委員会農地利用最適化推進会議については、皆さんも出席されたところであり、ご苦労さまでした。 それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。 議案第22号「農地法第３条許可申請の件」について審議します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第22号　農地法第３条許可申請の件について、ご説明いたします。 今月の農地法第３条許可申請は13件の申請です、所有権移転の売買が12件と贈与が1件となっています。売買の12件は、田が18筆で15,460平方メートル、畑が9筆で9,567平方メートルです。贈与の1件は田が3筆で3,910平方メートルという内訳になっています。 整理番号１番は、南大隅町の○○○○氏から鹿屋市の○○○○氏への贈与で、申請地が野崎字○○　○○番○外2筆、田が3筆で3,910平方メートルです。 整理番号２番は、○○振興会の○○○○氏から○○振興会の○○○○氏への売買で、申請地が後田字○○　○○番外1筆、田が2筆で1,557平方メートルです。 整理番号３番は、○○振興会の○○○○氏から○○振興会の○○○○氏との売買で、申請地が後田字○○　○○番、田が１筆で1,274平方メートルです。

事務局	整理番号４番は、○○振興会の○○○○氏から○○振興会の○○○○氏への売買で、申請地が後田字○○　○○番、田が１筆で712平方メートルです。 整理番号５番は、○○振興会の○○○○氏から○○振興会の○○○○氏への売買で、申請地が波見字○○　○○番○、田が1筆で418平方メートルです。 整理番号６番は、愛知県の○○○○氏から○○振興会の○○○○氏への売買で、申請地が新富字○○　○○番、畑が1筆で1,097平方メートルです。 整理番号7番は、○○振興会の○○○○氏から○○振興会の○○○○氏への売買で、申請地が新富字○○　○○番、畑が1筆で328平方メートルです。 整理番号8番は、鹿屋市の○○○○氏から○○振興会の○○○○氏への売買で、申請地が新富字○○　○○番、畑が1筆で800平方メートルです。 整理番号9番は、鹿児島市の○○○○氏から○○振興会の○○○○氏への売買で、申請地が富山字○○　○○番○外1筆、田が2筆で4,477平方メートルです。 整理番号10番は、○○振興会の○○○○氏から農事組合法人○○○○への売買で、申請地が前田字○○　○○番○外5筆、畑が6筆で7,342平方メートルです。 整理番号11番は、○○振興会の○○○○氏から○○振興会の○○○○氏への売買で、申請地が新富字○○　○○番○外7筆、田が8筆で4,718平方メートルです。 整理番号12番は、○○振興会の○○○○氏から○○振興会の○○○○氏への売買で、申請地が新富字○○　○○番○、田が1筆で508平方メートルです。 整理番号13番は、姶良市の○○○○氏から○○振興会の○○○○氏への売買で、申請地が北方字○○　○○番○外1筆、田が2筆で1,796平方メートルです。 以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願いします。
議　長	只今、事務局より説明がありましたが、1番から13番まであります。お目通し下さい。13件の申請について審議に移りますが、番号の9番に上名主辰也委員の関係する所有権移転売買の申請がありますので、この案件から審議したいと思います。上名主委員の退席をお願いします。（上名主委員退席）
議　長	それでは9番の所有権移転について審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議　長	異議なしということでありますので、所有権移転売買の9番については提案どおり許可することに決定いたしました。　（上名主委員入室・着席） さらにお目通しをお願いします。9番を除く他の12件の申請分について一括審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議　長	異議なしということでありますので、議案第22号農地法第3条許可申請の13件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。 つづきまして2ページをお開きください。議案第23号農地法第5条許可申請の件「5－8－11」について、事務局が説明をいたします。

事務局	農地法第5条許可申請の件「5−8−11」について、ご説明いたします。 譲受人が肝付町後田の有限会社○○○○さんです。譲渡人が肝付町後田の○○○○さんです。申請地が肝付町後田字○○　○○番○、地目は畑で面積は878平方メートルです。 転用目的が家畜埋却予定地で、家畜伝染病予防法により、家畜を焼却または埋却が必要となる場合に備えた土地を確保するため申請が出ています。農地の区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当します。 この件につきましては、農振区分変更の申請があり、令和8年4月17日に現地調査を行い、令和8年4月総会で審議していただいた案件になります。農振区分変更がされて今回転用申請がなされたものです。申請内容についても当時から変更ありません。 以上、よろしくお願いいたします。
議　長	はい、「5−8−11」については、事務局がただ今説明いたしましたように4月に農振除外の申請をされ、許可された案件であります。今回5条申請をされましたが、現地調査は4月に行われ、調査報告もその時にいただいております。それでは「5−8−11」について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議　長	はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5−8−11」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。 つづきまして3ページをお開きください。 議案第24号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案の件」について、令和8年10月集計分を事務局に説明をお願いします。
事務局	議案第24号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案の件」の令和8年10月分につきまして説明いたします。 まず、1番の所有権移転ですが、内之浦地区はありませんでした。高山地区は田が3件の6筆、8,256平方メートルでした。詳細につきましては、4ページに掲載しておりますので、お目通し願います。 次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定はありません、再設定は田が4件の7筆で7,786平方メートルでした。 高山地区は新規設定が、田が1件の1筆で495平方メートル、畑が9件の15筆で26,050平方メートルでした。再設定は、田が4件の7筆で8,635平方メートル、畑が8件の11筆で16,796平方メートルでした。 肝付町の合計ですが、田が9件の15筆で16,916平方メートル、畑が17件の26筆で42,846平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、26件の41筆で59,762平

事務局	方メートルであります。詳細につきましては、5ページから6ページに掲載してあります。以上、よろしくお願いいたします。
議　長	はい、今月は1番の所有権移転が3件、2番の利用権設定は、内之浦地区が4件、高山地区が22件あります。まずはお目通しのほどお願いいたします。それではまず1番の所有権移転について審議いたしますが、異議・意見等はございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議　長	異議なしということですので、1番の所有権移転の2件については、提案どおり許可することに決定しました。つづきまして、2番の利用権設定について一括審議いたします。異議・意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議　長	異議なしということでありますので、利用権設定の26件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第24号については終わります。 つづきまして、報告・協議に入ります。7ページをお開きください。報告・協議の1番ですが「農地利用集積事業計画の解約について」17件あります。解約理由は、借り手の都合並びに所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。
議　長	それでは、合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議　長	なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約について、通知がありました17件分の確認を終わります。 つづきまして、8ページをお開きください。 つぎに報告・協議2番のあっせん委員の選任についてでありますが、あっせん申し出が1件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。 まずは「あ－8－49」について、事務局に説明をお願いします。
事務局	「あ－8－49」について説明いたします。 申出人が、大阪府の○○○○さんで、申出希望地が肝付町前田字○○　○○番外1筆で、地目・面積は畑で2筆計1,880平方メートル、あっせんの種類が譲渡希望で、希望価格については無償となっています。場所につきましては、○○○○の道路対面にある畑と、○○振興会内にある○○○○の北西側にある畑になります。以上、よろしくお願いいたします。
議　長	それでは「あ－8－49」のあっせん委員に、地区委員の山下委員と福田委員でお願いします。 以上であっせん申出に係るあっせん委員の選任関係を終わります。つづきまして、9ページをお開きください。報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。

事務局	あっせん申出に係る整理について、9ページから15ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ載せております。 その他成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。 あっせん申出の整理につきましては以上です。
議　長	この件に関しまして何かありませんか。
	【なしという声あり】
議　長	ないようですので、その他に入りますが、皆さんから何かありませんか。 はい、坂口委員。
坂口委員	2番、坂口です。７ページにあるように、合意解約なんですけれども、田は解約してもすぐ後の耕作者が見つかりますけど、畑についてはなかなか後の耕作者が見つからないという状況が多々見受けられます。この耕作されていない農地をマップに落としたりしていないのでしょうか。農業委員もですけど、職員も異動とかあるので、どこらあたりに荒廃地があるのか、すぐわかるためにも。町内を回ってみると、ほ場整備された畑でさえ荒れたところが目立ってきています。このままではいけない。農地パトロールもありますけど、それ以外に委員全員で現地を回りながら、状況把握と何か良い作物を作れないかなど、忙しい時期を避けて現地検討会を計画してみてはどうでしょうか。
議　長	非常に良い意見だと思います。みなさんからこれについて何かありませんか。
坂口委員	補足で、特に○○池周辺の状況がひどいと思いますが。
議　長	一応、そのようなところはあっせんに上がってくるのでしょうか。
事務局	あっせんに上がってくるところもありますし、そうでないところももちろんあります。今、坂口委員からありました事は、非常に良いことだと思いますので、担当地区ごとに委員のみなさんの把握している状況を地図に落としたりしながら、時期を見てぜひ計画してみたいと考えます。
議　長	坂口委員それではまた、時期をみて計画してみるということで。はい、中村委員。
中村委員	9番、中村です。ちなみに、○○池周辺の畑については、私にも要望が上がってきておりまして、昨日のさつき苑での会議の内容によれば、簡易的な荒れ地の状況であれば、1反当43,000円の管理の補助が国から出るような、名目は覚えてないですが、そのような事業説明があったと思います。この荒れてる状況を解消してもらえれば、他にも耕作してよいという方々がいらっしゃいますので、ぜひまとめてこのソフト事業を活用してみてはどうでしょうか。
事務局	確かにその遊休農地の解消事業の説明がありましたので、これもまた活用していければ非常に良いと思います。事業申請の窓口が農業振興課になっていますので、農業委員会からもこのような意見が出ているという情報提供をして、機会を

事務局	見て活用していけるように、働きかけをしていきたいと思います。
議　長	中村委員よろしいでしょうか。他になければ事務局からお願いします。
事務局	※機構法に基づく貸借について周知徹底の依頼。
議　長	ただいまの事務局の説明に対しまして、何かありませんか。はい、福田委員。
福田委員	7番、福田です。さきほどの二重払いになってしまう件について、大農家の方々は件数も多く、終期もバラバラ、基盤法とバンク法で貸借契約が入り混じっている状況で、支払いもわけわからなくなっている状態。このような状況を改善するために、合意解約をして終期を揃えて、バンク法に貸借を統一し直すことはできないでしょうか。そういった働きかけを農家の方々に事務局からしていただけないか。
事務局	バンク法に統一することは可能であるが、大農家の方々が一斉に取り組まれても困る。また、農家の方々に事務局から相談することも難しいので、とりあえず大農家の方々の農家台帳を確認してもらい、契約状況を整理していただいたうえで個別に事務局に相談し、段階的に手続きを踏んでいく方向で検討していただきたい。
議　長	他に何かありませんか。 無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、11月25日(水)の午前開催予定ですのでよろしくお願いいたします。 それでは以上で、10月の定例総会を閉会いたします。

＜午前10時50分　閉会＞

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和８年10月23日

肝付町農業委員会

会　長　　永野　易美

委　員　　福元　強

委　員　　中村　悠喜